

# 北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定及びモニタリングに関するガイドライン

## 1. 申請及び認定の手続（認定規程第3条・第7条関係）

### (1) 申請者の手続

#### ① 事前確認

申請者は、次の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 認定規程第2条第1項第1号に定める大学発スタートアップに該当すること。
- ✓ 認定規程第3条第1項各号に定める申請要件に該当すること。

※認定の可否は、これらの要件を満たすことを前提として、認定規程第6条に定める基準に基づき総合的に審査されます。

認定規程第2条 この規程において使用される用語は、それぞれ次のとおり定義する。  
(1) 「札幌医科大学発スタートアップ」（以下、「大学発スタートアップ」という。）とは、次のいずれかに該当する会社をいう。  
ア 本学における研究活動から創出された成果又は技術等に基づいて起業された会社  
イ 本学又は本学の教職員若しくは学生が所有する知的財産権に基づいて起業された会社  
ウ 本学の教職員又は学生（本学を退職、卒業又は修了（以下「退職等」という。）した者で、退職等から起業までの期間が3年以内の者を含む。）が設立者となり、又はその他設立に深く関与したものであるとして理事長が認めた会社  
エ 理事長が上記アからウに準ずる資格を有すると認めた会社

認定規程第3条 大学発スタートアップは、称号の授与の申請にあたって次の各号のいずれにも該当していなければならない。  
(1) 事業内容等が、本学の建学の精神・理念等及び公序良俗に反しないこと。  
(2) 申請書、添付書類、財務状況等から適切に事業が執行されると認められること。  
(3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。

#### ② 申請書類

申請にあたって必要な書類は下記のとおりです。

別記様式1 札幌医科大学発スタートアップ認定申請書  
(添付書類)

- 登記簿謄本（写し）
- 定款（写し）
- 法人概要
- 組織図
- 株主名簿
- 役員経歴書
- 事業報告 注1
- 計算書類 注2
- 事業計画書

注1：会社法で定められた事業報告をいいます。

注2：会社法で定められた計算書類であり、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表をいいます。

③ 申請書類一式の提出

申請書類は、受信側が改変できないような予防措置を講じた上で、PDF化した電子ファイルを電子メールにて、附属研究連携推進機構に提出していただきます。

④ 認定審査委員会における説明

申請者には、認定審査委員会（以下、「委員会」という。）において、法人概要及び事業計画等の説明を行っていただく場合がございます。

⑤ 認定の通知

称号の授与が認定された場合には、本学から申請者に電子メールにてその旨（以下「内定通知」という。）を通知します。

⑥ 規約への同意

認定の通知を受けた申請者には、別記様式7 北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発認定スタートアップの称号の利用に関する規約（日付の記載、同意署名済のもの）を郵送にて、附属研究連携推進機構に提出していただきます。

⑦ 「称号記」の交付

規約への同意を確認後、本学から認定者に「称号記」を郵送します。  
なお、当該交付及び規約への同意をもって、称号が正式に授与されたものとします。

⑧ 不認定の通知

称号の授与が認定されなかった場合には、本学から申請者に電子メールにてその旨を通知します。

2. 認定の基準（認定規程第6条関係）

認定の基準を満たしているか否かについては、次の資料を確認し検討を行います。

【認定の基準—関連資料対応表】

認定の基準	関連資料
(1) 会社の属性に関する事項	
ア 大学発スタートアップであること。  【留意事項】 ・教職員及び学生には、本学を退職、卒業又は修了（以下「退職等」という。）した者で、退職等から起業までの期間が3年以内の者が含まれます。	・認定申請書（No.4・6・8・9） ・定款（発起人）
イ 第3条第1項の要件を満たしていること、及びその旨の表明があること。	・認定申請書（No.7） ・定款（目的） ・法人概要 ・計算書類 ・事業計画書
(2) 株主に関する事項	
ア 主要な株主が反社会的勢力等でないこと。  【留意事項】 ・主要な株主とは、議決権が10%以上の株主、又は持株比率上位10位以内の株主を	・株主名簿 ・反社チェック結果

認定の基準	関連資料
指します。	
イ 同一の事業会社グループの出資比率が 20%未満であること。  【留意事項】 ・出資比率は連結グループを単位として判定し、同一の連結グループを構成している会社の持分は合算して判定を行います。 ・ベンチャーキャピタルなどが運営するファンド（(例) ●●投資事業有限責任組合 無限責任社員●●(株)）である場合には「事業会社」には該当しません。	・株主名簿
(3) 役員に関する事項	
ア 役員が反社会的勢力等でないこと。  【留意事項】 ・「役員」は、取締役（代表取締役を含む）、監査役、執行役の全員が対象となります。	・役員経歴書 ・登記簿謄本 ・反社チェック結果
イ 同一の事業会社グループから派遣されている役員が過半数でないこと。  【留意事項】 ・役員がファンド（(例) ●●投資事業有限責任組合 無限責任社員●●(株)）を運営するベンチャーキャピタルなどから派遣されている場合には「同一の事業会社グループから派遣されている役員」には該当しません。	・役員経歴書 ・登記簿謄本 ・株主名簿
(4) 事業に関する事項	
ア 事業内容及び事業計画が称号の授与を認定するに相応しいものであること。  【留意事項】 ・定款に記載のある事業目的について次の事項を併せて検討します。 ・実施予定のない事業目的の有無 ・事業目的として「投資業」の有無	・認定申請書（No.7） ・定款（目的） ・法人概要 ・事業計画書
イ 組織体制等から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。	・組織図 ・役員経歴書 ・事業計画書
(5) 財務に関する事項	
ア 財務内容から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。	・計算書類 ・事業計画書
イ 事業目的に関連性のない投資がないこと。	・計算書類 ・事業計画書
ウ 計算書類等において、会計処理に不正が認められないこと。	・計算書類
(6) その他認定にあたって懸念事項がないこと。	

(注)「認定申請書」:「札幌医科大学発スタートアップ認定申請書」(認定規程別記様式1)

### 3. モニタリング（定期）（認定規程第 17 条関係）

#### (1) 定期モニタリング手続

① 年次報告の確認

附属研究連携推進機構において、毎年7月中に認定スタートアップから提出された年次報告の取りまとめを行うとともに、次の確認・検討を行います。

- ✓ 主要な株主及び役員について反社チェックを実施し、「反社チェック結果」を作成します。
- ✓ モニタリング時点の認定スタートアップの状況がモニタリングの基準を満たしていることを確認・検討します。

② 委員会への報告及び審議要否の確認

附属研究連携推進機構長は、委員会の委員に対して定期モニタリング結果を報告し、審議の要否について確認・検討します。

③ 委員会の開催

附属研究連携推進機構長は、前項の結果に基づき審議の必要性を判断し、必要があると認める場合には、審議に係る委員会を開催します。

④ 委員会における審議

附属研究連携推進機構長は、委員会において、審議の対象となる認定スタートアップに係る定期モニタリングの結果を説明し、モニタリングの基準に基づいて認定の継続の可否を検討します。

⑤ 理事長への報告

附属研究連携推進機構長は、委員会の審議が不要と判断された場合には、その旨及び定期モニタリング結果について理事長に報告します。

附属研究連携推進機構長は、委員会の審議を行った場合には、委員会における定期モニタリング結果について理事長に報告します。

⑥ 定期モニタリングの判定

理事長は、定期モニタリング結果に基づいて、次の判定を行います。

- ✓ 認定の継続
- ✓ 利用禁止・停止
- ✓ 認定の取消

(2) モニタリングの基準

理事長及び委員会は、モニタリングの基準に対して次の資料を確認し検討を行います。

【モニタリングの基準—関連資料対応表】

認定の基準	関連資料
① 会社の属性に関する事項	
ア 第3条第1項の要件に懸念事項がないこと。	・ 事業報告 ・ 計算書類 ・ 事業計画書
イ 本学の利益相反マネジメント上の懸念事項がないこと。	
ウ 安全保障貿易管理上の懸念事項がないこと。	
② 株主に関する事項	
ア 主要な株主が反社会的勢力等でないこと。	・ 事業報告(株式に関する)

認定の基準	関連資料
<p>【留意事項】</p> <p>・主要な株主とは、議決権が10%以上の株主、又は持株比率上位10位以内の株主を指します。</p>	<p>る事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主名簿</li> <li>・反社チェック結果</li> </ul>
<p>イ 同一の事業会社グループの出資比率が20%未満であること。</p> <p>【留意事項】</p> <p>・出資比率は連結グループを単位として判定し、同一の連結グループを構成している会社の持分は合算して判定を行います。</p> <p>・ベンチャーキャピタルなどが運営するファンド（(例) ●●投資事業有限責任組合 無限責任社員●●(株)）である場合には「事業会社」には該当しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告(株式に関する事項)</li> <li>・株主名簿</li> </ul>
<b>③ 役員に関する事項</b>	
<p>ア 役員が反社会的勢力等でないこと。</p> <p>【留意事項】</p> <p>・「役員」は、取締役(代表取締役を含む)、監査役、執行役の全員が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告(会社役員の状況)</li> <li>・反社チェック結果</li> </ul>
<p>イ 同一の事業会社グループから派遣されている役員が過半数でないこと。</p> <p>【留意事項】</p> <p>・役員がファンド（(例) ●●投資事業有限責任組合 無限責任社員●●(株)）を運営するベンチャーキャピタルなどから派遣されている場合には「同一の事業会社グループから派遣されている役員」には該当しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告(会社役員の状況)</li> <li>・役員経歴書</li> <li>・株主名簿</li> </ul>
<b>④ 事業に関する事項</b>	
<p>ア 事業内容及び事業計画が称号の授与を認定するに相応しいものであること。</p> <p>イ 事業内容等が、本学の建学の精神・理念等及び公序良俗に反しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告(会社の現況に関する事項)</li> <li>・事業計画書</li> <li>・定款(目的)</li> <li>・法人概要</li> </ul>
<p>ウ 組織体制等から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告(会社役員の状況)</li> <li>・事業計画書</li> <li>・組織図</li> <li>・役員経歴書</li> </ul>
<b>⑤ 財務に関する事項</b>	
<p>ア 財務内容から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算書類</li> <li>・事業計画書</li> </ul>
<p>イ 事業目的に関連性のない投資がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算書類</li> <li>・事業計画書</li> </ul>
<p>ウ 計算書類等において、会計処理に不正が認められないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算書類</li> </ul>
<b>⑥ その他継続して認定するにあたって懸念事項がないこと。</b>	

(注)「認定申請書」:「札幌医科大学発スタートアップ認定申請書」(認定規程別記様式1)

#### 4. モニタリング（随時）（認定規程第 17 条関係）

##### (1) 随時モニタリング手続

###### ① 変更届出等の確認

附属研究連携推進機構において、認定スタートアップから提出された変更届出や認定スタートアップに関連して新たに把握した重要事項に基づいて、次の確認・検討を行います。

- ✓ 変更届出等に係る認定スタートアップの状況がモニタリングの基準を満たしていることを確認・検討します。

###### ② 委員会の開催

附属研究連携推進機構長は、随時モニタリングの結果、当該事項が重要であると判断した場合には委員会を開催します。

###### ③ 委員会における審議

附属研究連携推進機構長は、委員会において、審議の対象となる認定スタートアップに係る随時モニタリングの結果を説明し、モニタリングの基準に基づいて認定の継続の可否を検討します。

###### ④ 理事長への報告

附属研究連携推進機構長は、委員会の審議を行った場合には、委員会における随時モニタリング結果について理事長に報告します。

###### ⑤ 随時モニタリングの判定

理事長は、随時モニタリング結果に基づいて、次の判定を行います。

- ✓ 認定の継続
- ✓ 利用禁止・停止
- ✓ 認定の取消

##### (2) モニタリングの基準

理事長及び委員会は、モニタリングの基準に対して 3. (2) と同様の検討を行います。

#### 5. お問い合わせ

本制度に関するお問い合わせ：

部局 : 北海道公立大学法人札幌医科大学 附属研究連携推進機構

Email : chizai@sapmed.ac.jp

Tel : 011-611-2111 (内線 21570)